

デジタル人材育成事業に係る企画提案募集要領

1 目的

デジタル人材の需要が高まる中で、結婚や出産を機に離職された女性がデジタル技術を習得し、意欲や能力に応じて再就職できるよう支援することで、女性の活躍推進を図ることを目的とする。

2 事業概要

(1) 事業名

デジタル人材育成事業

(2) 事業内容

別紙「デジタル人材育成事業に係る要求仕様書」のとおり

(3) 履行期間

契約締結日から令和8年3月31日（火）まで

(4) 提案上限額

1,500,000円（税込）

※上記金額は、契約時の予定価格を示すものではなく、企画内容の規模を示すものである。

※提案額が提案上限額を超過した場合は失格とする。

(5) 支払方法

実績払いとする。

3 参加資格

本事業に係る企画提案に参加できる者は、次に掲げる要件のいずれにも該当する者とする。

(1) 令和6・7年度における防府市物品調達等に係る入札参加資格を有していること。

なお、入札資格を有していない場合は、別紙に示す書類を提出し、審査により資格が認められた場合には、本業務に限り参加資格を有するものとする。

(2) 防府市物品調達等に係る指名停止等措置要綱に基づく入札参加停止措置を受けていないこと。

(3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。

(4) 企画提案に参加しようとする者（法人の場合は代表者。個人の場合はその者。）が防府市暴力団排除条例（平成23年防府市条例第21号。以下「条例」という。）第2条第2号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）ではないこと。

- (5) 法人である場合の役員及び使用人又は個人である場合の使用人のうちに暴力団員に該当する者がいないこと。
- (6) (4)及び(5)に該当する者が条例第2条第1号に規定する暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する者でないこと。
- (7) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定による更生手続開始の申立てをしていない者であること。
- (8) 民事再生法（平成11年法律第225号）第21条第1項の規定による再生手続開始の申立てをしていない者であること。

#### 4 実施スケジュール

内容	期日
公募、参加申請受付開始	令和7年6月10日（火）
参加表明書提出期限	令和7年6月23日（月）
質問書提出期限	令和7年6月27日（金）
質問書に対する回答期限	令和7年7月7日（月）
企画提案書提出期限	令和7年7月23日（水）
審査委員会（プレゼンテーション）	令和7年8月7日（木）
選考結果発表（予定）	令和7年8月12日（火）
業務内容等調整～契約（予定）	令和7年8月下旬

#### 5 企画提案への参加方法

本事業に係る企画提案に参加しようとする者は、次に定めるところにより参加表明するものとする。

- (1) 提出書類
  - ① 参加表明書（様式1）
  - ② 参加表明書受理票（様式3-1）
- (2) 提出期限 令和7年6月23日（月）午後5時まで（必着）
- (3) 提出部数 1部
- (4) 提出方法 持参又は郵送とする。郵送の場合は、事前に電話連絡し、送付記録が残る方法にて提出すること。
- (5) 提出場所 〒747-8501 山口県防府市寿町7番1号  
防府市役所 本館5階  
防府市産業振興部商工振興課  
TEL：0835-25-2574
- (6) 受付時間 各日午前8時30分から午後5時まで（土・日を除く。）

#### 6 参加の辞退

参加表明書の提出後に辞退をする者は、参加辞退届（様式2）を提出すること。提出方法、提出先については、上記(4)(5)と同じとする。郵送で提出する場合は、電話で参加辞退届の到着を確認すること。

なお、参加を辞退したことにより、今後の本市の調達事業に不利益はないものとする。

## 7 質問書の提出及び回答

(1) 質問事項がある場合は下記の要領で質問書を提出すること。

① 提出様式

質問書（様式4）を用いること。

② 提出期限

令和7年6月27日（金）午後5時まで

③ 提出方法

電子メールによる（電話で受信を確認すること。）

なお、電話や窓口、郵送、FAXによる質問・問合せには応じない。

④ 提出先 産業振興部商工振興課 shoukou@city.hofu.yamaguchi.jp

TEL：0835-25-2574

(2) 回答方法

質問に対する回答は、参加表明者全員に対して令和7年7月7日（月）までに電子メールにより回答する。

## 8 企画提案書の作成

(1) 企画提案書の作成

別添「デジタル人材育成事業に係る企画提案書作成要領」により作成すること。

① 企画提案書の内容

(ア) 企画提案書は別添「デジタル人材育成事業に係る要求仕様書」（以下「仕様書」という。）を参考にし、作成すること。

(イ) 企画提案書等では仕様書に示す要件を達成するための手段や想定される課題に対する解決方法について、自由に提案することができる。

(ウ) 仕様書に記載された要件は原則として実現すべきものであるが、代替案を示し本市がこれを同等機能と判断した場合は、要件を満たしたものとする。なお、代替案を示さない場合は、要件を満たさないものとして取り扱う。

(2) 見積書の作成

別添「デジタル人材育成事業に係る見積書作成要領」により作成すること。

## 9 企画提案書・見積書の提出

(1) 提出期限 令和7年7月23日（水）午後5時まで（必着）

(2) 提出方法 持参又は郵送とする。郵送の場合は、事前に電話連絡し、送付記録が残る方法にて提出期間内に提出すること。

(3) 提出先 〒747-8501 山口県防府市寿町7番1号  
防府市役所 本館5階

防府市産業振興部商工振興課

T E L : 0835-25-2574

(4) 提出物及び提出部数

- ① 企画提案書 正本1部（代表者印を押印のこと）・審査用6部
- ② 見積書 正本1部（代表者印を押印のこと）・審査用6部
- ③ 提案書類受理票（様式3-2） 1部

(5) 受付時間 各日午前8時30分から午後5時まで（土・日・祝日を除く。）

10 プレゼンテーション審査への参加者の選定

応募者が4者以上の場合には、別紙「デジタル人材育成事業に係る提案評価表」に基づいた書類審査を実施し、合計点の高い3者をプレゼンテーション審査の対象者とする。書類審査を実施した場合はその結果を参加者全員に電子メールで通知する。

なお、書類審査時の評点はプレゼンテーション審査時には反映しないものとする。

11 プレゼンテーション

プレゼンテーションは、令和7年8月7日（木）を予定しているが、正式な日時、会場等については、対象者宛てに後日電子メールにて通知する。

(1) 実施方法等

- ① プレゼンテーションの時間は1者あたり20分以内とする。プレゼンテーション終了後、約10分の質疑応答を行う。
- ② プレゼンテーション会場への入場者は1者あたり3名以内とする。
- ③ プレゼンテーションは、提案書類に基づく内容等について行うものとし、提案書類の差し替えにあたるような追加資料は認めないものとする。
- ④ プレゼンテーションに使用する機器（大型モニター、マイク、パソコン）は本市で用意する。事業者が用意する場合は、予め市に申し出ること。

12 優先交渉権者の選定

(1) 企画提案内容審査・審査基準

審査委員会により提案書類とプレゼンテーションの内容を提案評価表に基づき評価した点数を集計し、審査委員全員の配点の合計点（満点）の60%以上の合計点を得た者のうち、最高評価点となった者を優先交渉権者とし、残りの者の順位も決定する。

なお、提案事業者が1者であっても、企画提案の評価を実施し、基準を満たしていると判断された場合は、優先候補者とする。

(2) 選定結果の通知

審査結果については、参加表明者に対して、書面により通知するほか、ホームページで公表する。なお、審査結果についての異議申立てには、一切応じない。

13 契約の締結

(1) 選定後の手続

ア 提案書の内容について、市と優先交渉権者との協議により仕様書を調整し業務内容を決定後、提案書提出時の見積書とは別に再度見積書を徴取し、契約書を取り交わすものとする。

イ 上記アにより優先交渉権者との協議が整わなかった場合は、次点者との協議を行うものとし、次点者とも協議が整わなかった場合は、その次点者と協議を行うものとする。

14 失格要件

次のいずれかに該当する場合は、失格とする。

- (1) 提出期限を過ぎて関係書類が提出された場合
- (2) 提出書類に虚偽の記載があった場合
- (3) 審査の公平性を害する行為があった場合
- (4) プレゼンテーションに参加しなかった場合
- (5) 見積金額が「2 (4) 提案上限額」を超える場合
- (6) 優先交渉権者の選定結果通知前に本市から指名停止の措置を受けた場合
- (7) 「3 参加資格」の要件を満たさなくなった場合

15 その他

- (1) 企画提案書の作成、提出、プレゼンテーション等本企画提案に要する費用は、参加者の負担とする。
- (2) 提出された書類等は、返却しない。
- (3) 提出された書類等は、提出者に無断で本企画提案以外に使用しない。
- (4) 提出された書類等は、審査及び説明の目的に、その写しを作成し使用することができるものとする。
- (5) 提出された書類等は、公平性、透明性及び客観性を期すため、公表することがある。
- (6) 前号により公表する場合、その写しを作成し、使用することができるものとする。
- (7) 企画提案書、見積書の受理後の差し替え、追加、削除等は一切認めない。
- (8) 書類の作成に用いる言語は日本語、通貨は日本円、単位は日本の標準時及び計量法によるものとする。